

毎週火、金曜日発行(但休日^イに当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◇監査公告 繭検定所の定期監査の結果公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条の規定に基づき、昭和三十五年度にかかる左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十七年一月二十二日

鳥取県監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎

同 堀 江 実 蔵
同 秋 久 勲

監 査 個 所 執 行 年 月 日
繭 検 定 所 昭 和 三 十 六 年 七 月 十 八 日

繭 検 定 所 昭 和 三 十 六 年 七 月 十 八 日 監 査

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎
同 堀 江 実 蔵

一 組織機構等について

監査日現在、定数職員は所長以下二六名、その他準職員一〇名、臨時職員四名を配置して、繭検、鑑定等の実施と、研修繰糸事業に努力していた。しかしながら本機関の経営実態は、職員費を含めた諸経費の約八・五割が生産収入で賄なわれているため、これが確保に苦慮している現状である。

県当局は、本機関の実態を検討して、適切な予算措

置、設備の充実につき考究善処の要がある。
二 事業活動について

(1) 本年度実施した繭検定件数は五六四件、鑑定件数は三〇二件で、前年度より若干減少している。
このほか鑑定希望調査、繰糸、乾燥試験に努めていた。

(2) 毎年度三二、〇〇〇キログラム程度の原料生繭を購入確保しているが、本年度の原料繭(生繭)購入量は二七、六三八キログラムで、購入計画量に対して四、二三七キログラム減少している。これは、県内産繭の減産に伴い産繭処理の調整によるものである。

消費量は一二、〇六七キログラムで、前年度に比較し一、九六〇キログラムの減となっている。これは生糸の商況と、翌年度への原料繭繰越を考りよして細物(二一中)を生産したことによるものであつて、適切な措置であつた。

(3) 本年度生糸の生産数量は、四、八三七キログラム、

販売数量は繰越分も含めて四、九四五キログラムで前年度より八一六キログラム減少しているが、これが処分は適期に処理して効率的運営に努めていた。

(4) 翌年度に繰越した原料繭は三、五六五キログラム、生糸は二キログラムで、原料繭の繰越量は、繰糸研修期間(十月半から翌年六月二十日頃まで)中細繰糸に辛じて足る限度量—太物繰糸とすれば三〇%程度不足—で繰越量に不安が認められるので、適切な措置が望まれる。

(5) 業界の繰糸機は近年自動化されてきたが、本機関も運営の合理化を図るため、自動化について慎重検討を望む。

(6) 備付のビス機が老朽し製品不良のため、日本レヨン米子工場製のビスが一キロ当り約三二〇円で売却できたのに対し、当所製産のものは一八〇円程度にしか売れていない。ビス機の更新について検討されたい。

(7) 原料繭の購入に当つて純繭代は勿論、副費をも含

めて年度毎に購入先と契約を締結すべきものと思料されるので検討されたい。

(8) 蚕業試験場から購入の原料繭代金には集荷指導費相当額が含まれているが、これは不相当であるので検討されたい。

三 三十五年収支状況について

本年度繭検定所費の収支状況をみると、予算額は二〇、四六〇千円で、このうち生産収入、手数料等特定財源計上額は、一九、三六五千円で、予算額に対して九四・六%の高率を占めている。

これが決算額は一八、七七六千円で、これに対する特定財源充当額は一七、〇〇三千円(決算額に対し九〇・五%)となるが、このほか人件費として県庁費六、〇四七千円を支出し、これに対し、さらに生産収入三、一三八千円を収納充当している。前記繰越原料繭の不足、機械設備の改良、更新等を考りよし予算の適正化について検討の余地がある。

四 寄宿舎木造二階建一棟が遊休化しているので、当局

はこれの効率的利用方法を考究されたい。